

## 中国国際経済貿易仲裁委員会「仲裁規則」・試訳 (2・完)

川嶋, 四郎  
Faculty of Law, Kyushu University

温, 桂雨  
Graduate School of Law, Kyushu University

<https://doi.org/10.15017/7576>

---

出版情報 : 法政研究. 72 (1), pp.246-228, 2005-07-20. 九州大学法政学会  
バージョン :  
権利関係 :



# 中国国際経済貿易仲裁委員会「仲裁規則」・試訳（2・完）

川 嶋 四 郎・温 桂 雨 共訳

中国国際経済貿易仲裁委員会

仲裁規則  
(Arbitration Rules)

中国国際貿易促進委員会/中国国際商会

2000年9月5日改訂

2000年10月1日施行

<目次>

第1章 総則

第1節 管轄

第2節 組織

第2章 仲裁手続

第1節 仲裁の申立ておよび答弁ならびに反対請求

第2節 仲裁廷の構成 (以上、71巻2号)

第3節 審理

第4節 仲裁判断

第3章 略式手続

第4章 内国仲裁に関する特別規定

第5章 附則

附録1 仲裁条項

附録2 仲裁費用表 (以上、本号)

### 第3節 審理

#### (口頭審理の原則)

第32条 仲裁廷は、期日を開いて口頭で事件を審理しなければならない。ただし、当事者双方の申立てにより、または、当事者双方の同意がある場合において、仲裁廷が、口頭審理の必要がないと認めたときには、書面のみに基づいて審理および判断を行うことができる。

#### (期日の指定と延期)

第33条 仲裁事件における最初の口頭審理期日は、仲裁廷が仲裁委員会の書記局と協議して決定する。書記局は、期日の30日前までに、当事者双方に、その期日を通知するものとする。当事者が正当な理由を有する場合には、期日の延期を求めることができる。ただし、その場合には、開廷日の12日前までに、書面によって仲裁委員会の書記局に提出しなければならない。仲裁廷は、延期するか否かについて判断する。

#### (2回目以降の期日)

第34条 第1回の口頭審理期日以後における口頭審理の期日の通知は、30日の期限の制約を受けない。

#### (仲裁地)

第35条 当事者が仲裁地について合意をしている場合には、仲裁事件の審理は、その合意した場所で行われなければならない。当事者に別段の合意がある場合を除き、仲裁委員会が受理した仲裁事件は、北京において、審理しなければならない。ただし、仲裁委員会の書記長の同意がある場合には、その他の場所で審理することもできる。仲裁委員会の支部が受理した仲裁事件は、当該支部の所在地において審理しなければならない。ただし、当該支部の書記長の同意がある場合には、その他の場所で審理を行うこともできる。

（非公開審理の原則）

第36条 仲裁廷は、仲裁事件を口頭審理する場合においては、非公開で審理を行うものとする。ただし、当事者双方が公開審理を要求する場合には、仲裁廷が、公開審理を行うか否かを決定するものとする。

（守秘義務）

第37条 非公開で審理する仲裁事件については、当事者双方およびその仲裁代理人、証人、仲裁人、仲裁廷が諮問する専門家および指定する鑑定人、ならびに、仲裁委員会書記局の関係者は、当該事件の内容とその手続を、外部に開示してはならない。

（事実および証拠の収集等）

第38条 1 当事者は、その申立て、答弁および反対請求を基礎づける事実について、証拠を提出しなければならない。仲裁廷が必要であると判断した場合には、職権で、事実を調査し、証拠を収集することができる。

2 仲裁廷が、職権で事実を調査し、証拠を収集する場合において、当事者双方に対して現場に立ち会う旨の通知する必要があると判断した場合には、仲裁廷は、速やかに、当事者双方に立ち会う旨の通知をしなければならない。仲裁廷がその旨の通知した場合には、一方あるいは双方の当事者が現場に立ち会わない場合でも、仲裁廷による事実調査と証拠収集は、その影響を受けないものとする。

（鑑定人等）

第39条 1 仲裁廷は、仲裁事件における専門的な争点について、専門家に調査を依頼することができ、または、鑑定人を指定して鑑定させることができる。専門家および鑑定人は、中国人または中国の組織もしくは外国の組織または外国人とする。

2 仲裁廷は、専門家または鑑定人に、仲裁廷による調査または評価のために、関係資料、文書または有体物を提供または提示し、また、専門家

または鑑定人の審査閲覧、検査および／または鑑定に供するように、当事者に要求する権限を有する。

(当事者の権利)

第40条 専門家の報告書と鑑定書は、当事者双方に送達されなければならない。当事者双方は、専門家の報告書と鑑定書に対して、意見を述べる機会が与えられなければならない。一方当事者が、専門家／鑑定人に対して、口頭審理に立ち会うことを求めた場合には、仲裁廷の同意の下で、専門家／鑑定人は、口頭審理に立ち会うことができる。仲裁廷が必要かつ適切と認める場合には、専門家／鑑定人は、報告または意見について、自ら説明を行うことができる。

(仲裁廷における証拠調べ等)

第41条 当事者が提出した証拠は、仲裁廷が証拠調べを行うものとする。専門家の報告書と鑑定書については、仲裁廷が、それを採用するか否かを判断するものとする。

(当事者の欠席)

第42条 当事者の一方が、仲裁廷の口頭審理に欠席した場合には、仲裁廷は、欠席審理を行い、欠席判断を下すことができる。

(審理記録等)

- 第43条 1 仲裁廷は、口頭審理するさいに、審理記録を作成しおよび／または録音を行うことができる。仲裁廷が、必要であると判断した場合には、審理記録概要を作成し、当事者および／またはその代理人、証人および／あるいはその他の関係者に、審理記録概要に、署名または押印するように、要求することができる。
- 2 審理記録と録音は、仲裁廷の審理にのみ供されるものとする。

（和解および取下等）

- 第44条 1 仲裁廷外において当事者自らが和解を成立させた場合には、当事者は、仲裁廷に対して、その和解合意の内容に基づいて仲裁判断を行い、仲裁事件を終結させるように要求することができ、また、仲裁事件の合意による取下げを求めることができる。
- 2 仲裁廷が構成される前に、仲裁事件が取り下げられる場合には、仲裁委員会書記長が、その判断を行う。仲裁廷が構成された後に仲裁事件を取り下げる場合には、仲裁廷が、その判断を行う。
- 3 当事者が、すでに取り下げられた仲裁事件について、再び仲裁を申し立てる場合には、仲裁委員会の委員長が、事件を受理するか否かの判断を行うものとする。
- 4 当事者が、仲裁委員会の関与無しで調停によって合意に達した場合には、仲裁委員会による仲裁および当事者間の和解を規定した仲裁合意に基づいて、仲裁委員会に1名の単独仲裁人を指定を求め、和解内容に従った仲裁判断を下すように、求めることができる。

（当事者による調停要求）

- 第45条 当事者双方が調停を求める場合、または、仲裁廷の諮問により一方当事者がそれに同意を得た場合には、仲裁廷は、仲裁の手続過程において、仲裁事件に対して調停を行うことができる。

（調停の方式）

- 第46条 仲裁廷は、適切と考える方式によって、調停を行うことができる。

（調停手続の終了）

- 第47条 仲裁廷が調停を行う過程において、いずれか一方当事者が調停手続の終了を申し立てた場合、または、仲裁廷が調停成立の可能性がないと判断した場合には、調停を終結しなければならない。

(仲裁廷外の和解)

第48条 仲裁廷が、仲裁手続を実施する過程において、当事者双方が仲裁廷の外で和解を成立させた場合には、仲裁廷の調停を通じて、和解が成立したとみなす。

(仲裁廷における和解)

第49条 仲裁廷の調停によって和解が成立した場合には、当事者双方は、書面により和解契約を締結しなければならない。当事者に別段の合意がある場合を除き、仲裁廷は、当事者の書面和解の内容に従った仲裁判断を行うことによって、手続を終結させなければならない。

(調停不調の場合の守秘義務)

第50条 仲裁廷における調停が不調に終わった場合には、いずれの当事者も、その後の仲裁手続、司法手続およびその他のいかなる手続においても、相手方当事者あるいは仲裁廷が調停の過程で提出、提案、承認され、または、拒否したいかなる陳述、意見、観点あるいは提案をも、その請求、答弁および／または反対請求の根拠として、引き合いに出してはならない。

(責問権の放棄)

第51条 一方当事者が、本仲裁規則または仲裁合意に規定する何らかの条項または事項が遵守されていないことを知っていながら、または、当然知るべきでありながら、仲裁手続を行い、かつ、その不遵守について、迅速かつ明白に書面による異議を提出しない場合には、異議を提出する権利を放棄したものとみなす。

第4節 仲裁判断

(仲裁判断の時期)

第52条 仲裁廷は、仲裁廷を構成した日から9ヵ月以内に、仲裁判断を行わなけれ

ばならない。仲裁廷が要求し、仲裁委員会書記局書記長が必要であり正当な理由があると認めた場合には、その期間を伸長することができる。

（仲裁判断の基礎）

第53条 仲裁廷は、事実に基づき、法律と契約の規定に従い、国際慣行を参照し、または、公平性および合理性の原則を遵守し、独立して公正に仲裁判断を行わなければならない。

（仲裁判断の形成）

第54条 1 3名の仲裁人によって構成された仲裁廷が審理する仲裁事件においては、仲裁判断は、仲裁人全員の意見または多数の仲裁人の意見によって決定し、少数意見は、添付記録として編綴することができる。

2 仲裁廷が、多数意見を形成することができない場合においては、仲裁判断は、主任仲裁人の意見によるものとする。

（仲裁判断の記載）

第55条 仲裁廷は、その仲裁判断中に、請求、事実関係、仲裁判断の理由、仲裁判断の結果、仲裁費用の負担、仲裁判断の年月日と仲裁地を、明記しなければならない。当事者が事実関係と判断理由の記載を希望しない旨を合意している場合、および、当事者双方の和解内容に従って仲裁判断が下された場合には、事実関係と判断理由については、これらを記載しないことができる。

（仲裁判断書の署名等）

第56条 1 仲裁判断が、主任仲裁人の意見、または、単独の仲裁人の意見によって下された場合を除き、仲裁判断書には、多数意見を形成した仲裁人が署名しなければならない。少数意見の仲裁人は、仲裁判断書に署名することができるが、署名しなくてもよい。

2 仲裁人は、仲裁判断書に署名する前に、仲裁判断書案を仲裁委員会に提出しなければならない。仲裁人の判断の独立性に影響を及ぼさない限



りにおいて、仲裁委員会は、仲裁判断書の形式上の問題について、仲裁人に注意を喚起することができる。

3 仲裁判断書には、仲裁委員会が、その印を押印しなければならない。

4 仲裁判断の年月日は、仲裁判断につき法的効力が生じた日とする。

(中間判断等)

第57条 仲裁廷が必要であると判断した場合、または、当事者の申立てにより仲裁廷がそれを認めた場合には、仲裁手続における最終的な仲裁判断が出るまでのいかなる時点においても、仲裁廷は、仲裁事件におけるいかなる争点についても、中間判断あるいは一部判断を下すことができる。当事者が中間判断を履行しない場合でも、そのことは、仲裁手続の進行に影響を及ぼすことなく、また、仲裁廷が下す最終的な仲裁判断にも影響を与えないものとする。

(仲裁費用等の判断)

第58条 仲裁廷は、仲裁判断書中において、当事者双方が最終的に仲裁委員会に支払うべき仲裁費用およびその他の費用を決定する権限を有する。

(仲裁費用の償還)

第59条 仲裁廷は、仲裁判断書中において、一方当事者が事件処理のため支払った合理的な仲裁費用を、他方当事者が償還すべきことを決定する権限を有する。ただし、他方当事者が償還すべき金額は、最高でも一方当事者が仲裁判断で得た金額の10%を、超えてはならない。

(仲裁判断の終局性)

第60条 仲裁判断は、終局的なものであり、当事者双方に対して拘束力を有する。いずれの当事者も、裁判所に訴えを提起してはならず、その他のいかなる組織に対しても、仲裁判断の変更を請求してはならない。

（仲裁判断の訂正）

第61条 いずれの当事者も、仲裁判断書を受け取った日から30日以内に、仲裁判断書中における記載、印字または計算の誤り、あるいは、その他それらに類する誤りについて、仲裁廷に対して、書面によりその訂正を申し立てることができる。仲裁判断書に誤りがある場合には、仲裁廷は、書面による申立てを受け取った日から30日以内に、書面による訂正をしなければならない。また、仲裁廷は、仲裁判断がなされた日から30日以内に、書面の形式により、職権で訂正を行うこともできる。この書面の形式による訂正は、もとの仲裁判断書の構成部分となる。

（追加仲裁判断）

第62条 仲裁の申立てまたは反対請求に関する仲裁判断に脱漏がある場合には、いずれの当事者も、仲裁判断書を受け取った日から30日以内に、書面により、仲裁判断中の脱漏部分について追加仲裁判断を行うように、仲裁廷に申し立てることができる。仲裁判断に脱漏があると判断する場合には、仲裁廷は、上記書面の申立てを受け取った日から30日以内に、追加仲裁判断を行わなければならない。また、仲裁廷は、仲裁判断を行った日から30日以内に、職権で追加仲裁判断を行うこともできる。追加仲裁判断は、もとの仲裁判断書の構成部分となる。

（履行期限と強制執行）

第63条 1 当事者は、仲裁判断書に記載された履行期限までに、任意に判断内容を履行しなければならない。仲裁判断書に履行期限が書かれていない場合には、ただちに履行しなければならない。

2 一方当事者が履行しない場合は、他方当事者は、中国法の規定に基づいて、中国人民法院に対して、その強制執行を申し立てることができる。また、1958年の「外国仲裁判断の承認と執行に関する条約」あるいは中国が締結、加盟しているその他の国際条約に基づいて、管轄権を有する外国の裁判所に対して、その強制執行の申立てを行うこともできる。

### 第3章 略式手続

#### (手続の要件)

第64条 当事者に別段の合意がある場合を除いて、請求金額が50万人民元を超えない場合、または、請求金額が50万人民元を超えるものの、一方当事者が書面により申し立て他方当事者が書面による同意を行った場合には、本章の略式手続が適用されるものとする。

#### (単独仲裁人の選任等)

第65条 1 申立人が仲裁委員会に仲裁申立書を提出し、審査の結果それ受理することができ、かつ、略式手続が適用される場合には、仲裁委員会書記局は、ただちに当事者双方に、仲裁通知を出さなければならない。

2 当事者双方が、仲裁委員会の仲裁人名簿の中から共同して単独の仲裁人を選任している場合を除き、当事者双方は、相手方が仲裁通知を受け取った日から15日以内に、仲裁委員会の委員長に、その選定を委任しなければならない。当事者双方が期限を過ぎても共同で選任できない場合、または、仲裁委員会の委員長に選定を委任できない場合には、仲裁委員会の委員長は、ただちに単独の仲裁人を選定し、仲裁廷を構成させ、仲裁事件を審理させなければならない。

#### (答弁書等の提出)

第66条 相手方は、仲裁通知を受け取った日から30日以内に、仲裁委員会書記局に答弁書および関係証拠書類を提出しなければならない。相手方が反対請求を行う場合には、この期限内に、反対請求書および関係証拠書類を提出しなければならない。

#### (審理の方式)

第67条 仲裁廷は、適切と考える方式によって、仲裁事件を審理することができる。仲裁廷は、当事者が提出した書面および証拠のみに基づいて、書面審理をす

る旨をその裁量に基づいて決定することもでき、また、口頭審理を行うことを決定することもできる。

（証拠等の提出期限）

第68条 当事者は、仲裁廷の要求に従い指定された期限までに、仲裁判断に必要な書面と証拠を提出しなければならない。

（開廷期日の通知）

第69条 口頭審理を行う仲裁事件については、仲裁廷が、開廷期日を決めた後、仲裁委員会書記局は、その期日の15日前までに、開廷期日の日時を、当事者双方に通知しなければならない。

（1期日審理の原則）

第70条 仲裁廷が、口頭審理を行う旨を決定した場合には、仲裁廷はその期日を1回のみ開くことができる。ただし、必要がある場合は、仲裁廷は、その期日を再度行うことを決定することができる。

（略式手続の不遵守の効果）

第71条 略式手続を行う過程において、一方当事者が、本略式手続に従わない場合でも、仲裁廷の手続上の行為および仲裁判断を行う仲裁廷の権限に、影響を及ぼさない。

（請求の変更等）

第72条 仲裁請求の変更または反対請求の申立ては、略式手続の進行に影響を及ぼさない。ただし、変更された仲裁請求または反対請求にかかる請求金額が、第64条の規定に抵触する場合は、この限りでない。

(仲裁判断の時期)

第73条 仲裁事件において口頭審理が行われた場合には、仲裁廷は、口頭審理の期日または再度行われた口頭審理の期日から30日以内に、仲裁判断を行わなければならない。仲裁事件において書面審理が行われた場合には、仲裁廷は、仲裁廷が構成された日から90日以内に、仲裁判断を行わなければならない。仲裁廷が要求し、かつ、仲裁委員会の書記長が必要かつ正当な理由があると判断した場合には、上述の期限は、これを延長することができる。

(準用)

第74条 本章に規定のない事項については、本仲裁規則におけるその他の章の関係規定を準用するものとする。

## 第4章 内国仲裁に関する特別規定

(仲裁事項)

- 第75条 1 仲裁委員会が、本仲裁規則第2条第2項第3号から第6号が規定する紛争に関する内国仲裁事件を受理する場合には、本章の規定が適用される。
- 2 内国仲裁事件が本仲裁規則第64条が規定した事件である場合には、第3章の略式手続の規定が適用になる。

(事件の受理等)

第76条 仲裁委員会は、申立書を受け取った後、本規則第14条が規定した受理条件に合致すると判断する場合は、5日以内に手続を開始し、その旨を当事者に通知しなければならない。ただし、それとは別に、仲裁委員会は、即時に受理し、かつ、当事者に通知することができる。仲裁委員会は、受理条件に合致しないと判断する場合には、書面をもって、当事者に対して、受理しない旨を通知し、かつ、その理由を説明しなければならない。

（申立書の補正等）

第77条 仲裁委員会は、申立書を受け取った後、仲裁申立書が本仲裁規則第14条の規定に合致しないと判断する場合には、当事者に一定の期限を与えて、補正するように命じることができる。期限を過ぎても当事者が補正を行わない場合には、その仲裁申立ては、却下される。

（仲裁人の選任等）

第78条 申立人または相手方は、本規則の第16条、第24条、第25条および第27条の規定に基づき、仲裁人を選任し、または、仲裁委員会の委員長に仲裁人の選定を委任する場合には、上記当該各条が規定する期限は、15日とする。

（答弁書等の提出等）

第79条 1 相手方は、仲裁通知を受け取った日から30日以内に、仲裁委員会の書記局に対して、答弁書および関係証拠書類を、提出しなければならない。

2 相手方が、反対請求を行う場合には、遅くとも仲裁通知を受け取った日から45日以内に、書面をもって、仲裁委員会に提出しなければならない。仲裁廷は、正当な理由があると認める場合には、当該期限を伸長することができる。

（期日の通知）

第80条 1 口頭審理の事件については、仲裁委員会の書記局は、開廷の15日前までに、開廷の期日を、両当事者に通知しなければならない。仲裁廷は、両当事者の同意がある場合には、開廷期日を繰り上げて、開廷することができる。当事者は、正当な理由を有する場合には、開廷期日の延期を申し立てることができる。ただし、開廷の7日前までに、仲裁廷にその旨の書面を提出しなければならない。期日の延期の可否については、仲裁廷が、これを決定するものとする。

2 第1回口頭審理後における開廷期日の通知は、前項に規定した15日の期間の制限を受けないものとする。

(証拠の提出)

第81条 仲裁事件が口頭で審理される場合においては、証拠は、開廷時に提出されなければならない。仲裁廷が指定した期間内に提出しなければならない。

(記録の作成)

第82条 1 仲裁廷は、書面で審理記録を作成しなければならない。当事者およびその他の仲裁関係人は、自己の陳述の記録に遺漏または誤りがあると考えられる場合には、その補正を申し立てることができる。仲裁廷が補正を拒否する場合には、その補正の申立てを、記録しておかなければならない。

2 記録は、仲裁人、記録する者、当事者およびその他の仲裁関係人により、署名または捺印されなければならない。

(仲裁判断の時期)

第83条 仲裁廷は、仲裁廷が構成された日から6ヶ月以内に、仲裁判断書を作成しなければならない。仲裁廷が伸長を申し立て、仲裁委員会の書記長が必要かつ正当な理由があると認めた場合には、その期限を伸長することができる。

(準用)

第84条 本章に規定のない事項については、本仲裁規則におけるその他の章の関係規定を準用するものとする。

## 第5章 附則

(公式言語、通訳人等)

第85条 1 仲裁委員会は、中国語を公式言語とする。当事者に別段の合意がある場合には、その合意に従う。

2 仲裁廷の審理において、当事者またはその代理人、証人が通訳を必要とする場合には、仲裁委員会の書記局が、通訳人を提供することができる。また、当事者は、自ら通訳人を同行することもできる。

- 3 仲裁廷および／または仲裁委員会の書記局は、必要と判断した場合には、当事者に、提出する各種書面および証明資料について、中国語の訳文またはその他の言語の訳文の提出を要求することができる。

（文書の送達方法）

第86条 仲裁に関するすべての文書、通知、資料等は、直接交付されるか、または、書留郵便、航空速達便、ファクシミリ、テレックス、電報、もしくは、仲裁委員会の書記局が適切と認めるその他の方法によって、当事者および／またはその仲裁代理人に、送達することができる。

（送達の擬制）

第87条 当事者および／またはその仲裁代理人に発送する書面による通知等は、受取人の住所、営業所、居所または私書箱に配達された場合、または、合理的な調査を行って上記いずれの地点をも探し出すことができず、かつ、書留郵便または配達を証明できるその他の手段によって、受取人が最後に人に知らせた受取人の住所、営業所、居所または私書箱に配達された場合には、適法に送達されたものとみなす。

（仲裁費用）

第88条 1 仲裁委員会は、その規定する仲裁費用表に基づいて、当事者から仲裁費用を徴収するほか、仲裁人の事件処理における特別報酬、出張旅費、食費、宿泊費、および、仲裁廷が用いた専門家、鑑定人および通訳人の費用を含むその他の合理的な実費を、当事者から徴収することができる。

2 当事者双方が、自ら和解の合意に達し、仲裁事件が取り下げられた場合、または、第44条第4項の規定に従い仲裁判断が行われた場合には、仲裁委員会は、当事者から、仕事量を考慮した一定の仲裁費用および仲裁委員会の実費を、徴収することができる。



(仲裁地の解釈)

- 第89条 1 仲裁合意または契約中の仲裁条項において、中国国際経済貿易仲裁委員会またはその支部が仲裁すると明記してある場合、あるいは、その旧名称である中国国際貿易促進委員会対外貿易仲裁委員会または対外経済貿易仲裁委員会が仲裁すると明記してある場合には、当事者双方が、中国国際経済貿易仲裁委員会あるいはその支部において、仲裁することに同意したものとみなす。
- 2 仲裁合意または契約中の仲裁条項において、中国国際貿易促進委員会／中国国際商会の仲裁、もしくは、中国国際貿易促進委員会／中国国際商会の仲裁委員会または仲裁院による仲裁が明記してある場合には、当事者双方が、中国国際経済貿易仲裁委員会あるいはその支部において、仲裁することに同意したものとみなす。

(発効日)

- 第90条 本仲裁規則は、2000年10月1日から施行する。本仲裁規則施行前に仲裁委員会およびその支部が受理した仲裁事件は、事件受理の時点で適用される仲裁規則が適用されるものとする。ただし、当事者双方が同意した場合は、本仲裁規則を適用する。

(解釈権限)

- 第91条 本仲裁規則の解釈の権限は、仲裁委員会に属する。

## 仲裁費用表

## (二) 涉外仲裁費用

(本仲裁料金は、仲裁規則第2条第2項第1号および第2号の事件に適用される。)

係争金額 (人民元)	仲裁費用 (人民元)
1,000,000元以下	係争金額の3.5%、10,000元を最低とする。
1,000,000元から 5,000,000元まで	35,000元+係争金額の1,000,000元以上の 部分の2.5%
5,000,000元から 10,000,000元まで	135,000元+係争金額の5,000,000元以上の 部分の1.5%
10,000,000元から 50,000,000元まで	210,000元+係争金額の10,000,000元以上 の部分の1%
50,000,000元以上	610,000元+係争金額の50,000,000元以上 の部分の0.5%

仲裁を申し立てる場合には、別にそれぞれ事件の登録費として、人民幣10,000元が必要である。その中に、審査費用、登録、パソコンのソフトの使用、データを入力および資料の分類、保存などの費用を含む。

仲裁を申し立てるときに係争金額が確定していない場合は、仲裁委員会書記局が、仲裁料金の金額を決定する。

受け取る仲裁料金が外貨の場合には、本仲裁料金表の規定によって、人民元と等価の外貨を徴収する。

仲裁委員会は、この仲裁費用表に基づき、仲裁費用を受け取る以外に、「仲裁規則」の関係規定により、その他の合理的な実費を、受け取ることができる。

## (三) 国内仲裁費用

本仲裁費用表は、仲裁規則第2条第2項第3号から第6号の仲裁事件に適用される。

## 1. 案件受理の費用標準

係争金額 (人民元)	仲裁受理費用 (人民元)
1,000元以下	100元を最低とする
1,001元から50,000元まで	100元+係争金額の1,000元以上の部分の5%
50,001元から100,000元まで	2,550元+係争金額の50,000元以上の部分の4%
100,001元から200,000元まで	4,550元+係争金額の100,000元以上の部分の3%
200,001元から500,000元まで	7,550元+係争金額の200,000元以上の部分の2%
500,001元から1,000,000元まで	13,550元+係争金額の500,000元以上の部分の1%
1,000,001元以上	18,550元+係争金額の1,000,000元以上の部分の0.5%

## 2. 仲裁事件処理の費用標準

係争金額 (人民元)	仲裁処理費用 (人民元)
5万元以下	1,250元を最低とする
5万元から20万元まで	1,250元+係争金額の5万元以上の部分の2.5%
20万元から50万元まで	5,000元+係争金額の20万元以上の部分の2%

50万元から100万元まで	11,000元+係争金額の50万元以上の部分の1.5%
100万元から300万元まで	18,500元+係争金額の100万元以上の部分の0.5%
300万元から600万元まで	28,500元+係争金額の300万元以上の部分の0.45%
600万元から1,000万元	42,000元+係争金額の600万元以上の部分の0.4%
1,000万元から2,000万まで	58,000元+係争金額の1,000万元以上の部分の0.3%
2,000万元から4,000万元まで	88,000元+係争金額の2,000万元以上の部分の0.2%
4,000万元以上	128,000元+係争金額の4,000万元以上の部分の0.15%

仲裁費用表中の係争金額は、申立人の請求金額を基準とする。請求金額と現実の紛争金額とが一致しない場合には、現実の請求金額を基準とする。

仲裁を申し立てる場合に、請求金額がまだ確定していないとき、または、特別の事情があるときには、仲裁委員会書記局または仲裁委員会支部の書記局により、具体的な利益を根拠として、予納仲裁費用金額を確定する。

仲裁委員会は、この仲裁費用表に基づき、仲裁費用を受け取る以外に、「仲裁規則」の関係規定に基づいて、その他の合理的な範囲において実費を受け取ることができる。

- \* 本稿は、昨年夏に脱稿し、前回に引き続いて掲載することを考えていたが、法政研究の特集号と還暦記念号が刊行されたため、本誌掲載が大幅に遅れた。その間、改正規則も公表されたが、今回は、とりあえず本訳を完結させ、改正規則については、次号で訳出したい。

(完)